

「都市計画道路長束八木線及び長束線の計画見直し」について（よくある質問と本市の考え方）

- 1 計画変更後の、具体的な道路構造（道路幅員、道路区域、車線幅、歩道幅、幅員構成、JR可部線との交差構造等）を教えてください。
 - 長束八木線及び長束線の計画変更後の具体的な道路構造については、現在検討を進めているところであり、今後の説明会でお示ししたいと考えています。
- 2 どのような整備効果が期待できるのか。
 - 長束地区における慢性的な交通混雑の緩和や交通安全の向上などが期待できると考えています。
- 3 騒音などの環境面でどのような影響が想定されるのか。
 - 騒音等の環境面での影響については、今後の騒音予測などの検証を踏まえながら確認したいと考えています。
- 4 既に計画変更しているのか。
 - 現時点では、まだ計画変更を行っていません。計画変更は、地権者など地元関係者の皆様への御説明を経た後、都市計画審議会での審議を経て決定されます。
- 5 開通までの具体的なスケジュールを教えてください。
 - 現在、令和5年の夏頃の説明会開催を目指して検討を進めているところであり、順調に進めば令和6年～令和7年に都市計画決定を行います。
 - その後、用地測量や用地買収などに着手することになりますが、着手時期は、現在進行中の街路事業の多くが完成する見込みの令和10年度頃以降と考えています。
 - なお、延長が長い区間であるため、どの箇所から用地買収し、工事を進めていくかについては、着手時の交通状況等を踏まえながら判断したいと考えています。
- 6 都市計画決定には、地元関係者の了承が何割必要なのか。
 - 制度上、地権者などの地元関係者の方からどの程度の了承が必要となるかなど定量的な規定はありませんが、丁寧に説明し御理解を得ていきたいと考えています。
- 7 土地や建物について、買収範囲や補償金額はどのようにして決めるのか。
 - 用地買収等については、原則として、都市計画道路の区域内（道路として必要な区域内）を対象に行うものであり、その補償金額等は、土地の測量や物件等の調査を行った後、本市が定める基準に基づいて算定します。
- 8 土地が都市計画道路の区域内にかかっている場合は、必ず立ち退かなければならないのか。
 - 早期の事業実現のため、任意の契約により土地の提供や建物等の移転をお願いすることになります。制度上、事業着手後は土地の収用が可能となりますが、事業の必要性を御理解いただき、御協力をいただけるよう、十分説明を尽くしたいと考えています。

9 国道 183 号の南向き車線の 3 車線化や長束八木線（4 工区）など長束地区周辺の道路整備の状況を教えてほしい。

- 国道 183 号については、西原一丁目交差点から大宮三丁目交差点までの区間の南向き車線の 3 車線化を進めています。
- 当該区間は、段階的に整備を行うこととしており、主要な渋滞箇所となっている西原一丁目交差点から長束二丁目交差点までの延長約 150m 区間（I 期区間）の整備に取り組んでいるところであり、令和 8 年度頃の完成を目指しています。
- また、長束八木線（4 工区）については、令和 10 年度頃の完成を目指し整備を進めているところです。

10 都市計画道路の計画の廃止が決定した場合、長期間にわたり建築制限がかかり続けた地権者に対して補償はあるのか。

- 都市計画道路の区域内での建築については、将来、事業を円滑に推進していくため、都市計画法の規定に基づき一定の建築制限を行っています。
- 区域内では、3 階建てまでの除却可能な構造であれば建築が可能とするなど、一定の私権を認めているため、建築制限に伴う補償はありませんが、地元関係者の御理解を得ながら手続きを進めていきたいと考えています。